

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

2022年5月20日

ジャパンワランティサポート株式会社

代表取締役社長 庄司 武史

問合せ先 :

03-5204-0915

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業の継続的な成長を目指すとともに、経営のチェック機能の強化、コンプライアンス及び企業理念の遵守を実践し、株主をはじめとした、全てのステークホルダーに対する経営の透明性と健全性を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	2,000,000	100.00

支配株主（親会社を除く）名	なし
---------------	----

親会社名	ジャパンベストレスキューシステム株式会社
親会社の上場取引所	東京／名古屋

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	9月

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

取引を行うこと自体に合理性（事実上の必要性）があること、及び取引条件の妥当性（他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる）があることが担保され、当社グループ及び少数株主の利益が損なわれることがない取引を除き、これを行わないことを基本方針としております。 支配株主との取引を行う際には、上記の内容が担保されているか慎重に判断し、当社グループ及び少数株主の利益が損なわれることがないよう法令・規則を遵守し、取締役会における決議を経て、適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人數	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	C	d	e	f	g	h	i	j
岩本 一良	公認会計士							△			

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

小杉 徹	他の会社の出身者										
------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩本 一良	—	過去、当社との間でコンサルティング契約を締結しておりましたので独立役員には選定しておりません。	監査法人での監査業務、IPO 推進業務支援、及び一般企業の取締役の経験を生かし、客観的な立場からの経営判断・状況に関する監督と助言が得られ、主にコーポレートガバナンスの強化、管理部門の強化を果たしていただくことを期待できること
小杉 徹	○	—	豊富コンサルティング活動、様々な会社の経営参加といった経験を生かし、客観的な立場からの経営判断・状況に関する監督と助言が得られ、主にコーポレートガバナンスの強化、企業価値の最大化を果たしていただくことを期待できること

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役で構成される監査役会は、内部監査室より監査計画、職務遂行状況及び監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

具体的には毎月1回監査役と内部監査室が定例ミーティングを開催して夫々の監査計画及びその実施状況について報告し意見交換することで情報共有をしています。

さらに、監査役会は、定期的に監査法人及び内部監査室を招聘してそれぞれの監査計画と職務遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し連携を図っております。

具体的には四半期毎に監査役・内部監査室・会計監査人によるミーティングを開催して夫々の監査計画及び実施状況並びにその問題点について報告し意見交換することで三様監査の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人 数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
外山 照久	弁護士／公認会計士													
富重 純二	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

j.上場会社の取引先 (f、g 及び h のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
外山 照久	○	—	弁護士及び公認会計士の資格を保有し、様々な会社の事案に携わっており、当社の会社運営に適切な助言が得られると期待できること
富重 純二	○	—	数社の経営者として会社運営を経験され、当社の会社運営に適切な助言が得られると期待できること

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長と企業価値の向上と、付与対象者の受けける利益とを連動させることで、当社に対する付与対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長と企業価値の向上と、付与対象者の受けける利益とを連動させることで、当社に対する付与対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。なお、付与数については業績への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしておりません。
------	------------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、役位、キャリア、経営責任の度合い等に基づき、社外取締役及び監査役の意見を踏まえた上で、取締役会から授権された代表取締役が適正な報酬額を決定しております。また、監査役の報酬等の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは管理部が窓口となり実施しております。取締役会の資料は事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討時間の確保ができるよう努めております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会、取締役

取締役会は、代表取締役 庄司武史が議長を務め、取締役管理部長 藤原祐次、取締役営業部長 小田則彦、取締役 若月光博、社外取締役 岩本一良、社外取締役 小杉徹の取締役6名（うち社外取締役2名）で構成されており、毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行っております。また、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。

b. 監査役会、監査役

監査役会は、監査役 成瀬彰が議長を務め、社外監査役 外山照久、及び社外監査役 富重純二の常勤監査役・非常勤監査役の3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役会は毎月1回定期的に開催しており、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。また、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時に監査役会を開催しております。常勤監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して効率的な監査の実施に努めております。

c. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役 庄司武史が委員長を務め、取締役管理部長 藤原祐次、取締役営業部長 小田則彦、監査役 成瀬彰、社外監査役 外山照久、営業部担当部長 飛田 悟、内部

監査担当者 藤川将志にて構成され、管理部 安井敏貴が事務局 推進担当として参加しております。コンプライアンス規程に基づき当社が、国内外法令及び社内規程を遵守し、社内規範を尊重した節度と良識ある行動を徹底させることを目的に、原則四半期に1回開催し、コンプライアンスに係る重要事項を審議しております。

d. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、取締役管理部長 藤原祐次が委員長を務め、取締役営業部長 小田則彦、監査役 成瀬彰、営業部担当部長 飛田 悟、内部監査担当者 藤川将志にて構成され、管理部 安井敏貴が事務局として参加しております。リスク管理規程に基づき、リスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの顕在化の防止及び損失の最小化を図ることを目的に、原則四半期に1回開催し、リスク管理に係る重要事項を審議しております。

e. 会計監査人

当社は、普賢監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

d. 内部監査室

内部監査室は、コンプライアンス経営のための内部統制システムとして、内部監査室室長が内部監査規程に基づき、社内の各業務について、経営方針、社内規程・会計基準への準拠、効率経営及び法令の遵守という観点から定期的に内部監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。

また、取締役および監査役は、社外役員を選任することにより、当社の経営において客観的かつ中立的な立場から経営について意見を述べ、経営に対する牽制を利かせることで実効性の確保を図っております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の確定や株主総会議案の決定について早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。

集中日を回避した 株主総会の設定	定時株主総会の開催日につきましては、より多くの株主が出席できるよう、集中日を回避して設定する方針であります。
電磁的方法による 議決権の行使	インターネットを通じた議決権行使について検討致します。
議決権電子行使プ ラットフォームへ の参加その他機関 投資家の議決権行 使環境向上に向け た取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英 文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による 説明の有無
ディスクロージャー ポリシーの作 成・公表	当社は、適時開示規程を策定し、基本方針、手続き等の仕組みについて明らかにすることで、開示情報の信頼性の確保を図っております。また、上場後においては、IR サイトにおいて当該規程を公表することを予定しております。	
個人投資家向けに 定期的説明会を開 催	個人投資家向け説明会は必要に応じて検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投 資家向けに定期的 説明会を実施	上場後は、第2四半期及び通期の決算発表時において定期的に決算発表会を開催することを予定しております。	あり
海外投資家向けに 定期的説明会を開 催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR 資料をホームページ 掲載	当社ホームページにて「IR情報」として、開示する予定であります。	
IR に関する部署(担 当者)の設置	上場後においては、代表取締役をIR最高責任者とし、取締役管理部長をIR推進責任者とします。また、経営企画室をIRに関する担当部署とする予定であります。	
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社は、株主・投資家・顧客をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、「適時開示規程」に基づき、ステークホルダーに対して適時適切かつ公平な情報提供を行ってまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社は株主、投資家をはじめとするステークホルダーに対し、IR サイト等を通じ、適時・適切に情報を提供する機会を設けていく方針です。
その他	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に従い「内部統制システムの整備に関する基本方針」を 2019 年 9 月 20 日に開催の取締役会にて決議し、2019 年 10 月 1 日より施行しております。
この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を定期的に評価し、必要な改善措置を講じるほか、経営環境の変化等に対応して、この基本方針について不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用を実施することとしております。
その概要は以下のとおりであります。
a 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(ア)当社は、「困っている人に「あんしん」を届けることで社会に貢献する！～Quality of Life～」との経営理念を掲げ、すべての役員および従業員が職務を執行するに当たっての基本方針とする。
(イ)当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンス（法令等の遵守）の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員および従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めるものとする。すべての役員および従業員は、企業行動規範の基本原則である「コンプライアンス規程」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努める。
(ウ)当社は、コンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス違反があった場合に対応するため、「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長、管理部長を事務局長とし、常勤の取締役・監査役、経営企画室の内部監査担当及びコンプライアンス推進担当者

で構成する。

(エ)当社は、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外を含めた複数の内部通報窓口を設置し、通報者の保護を徹底した「内部通報運用規程」により、内部通報制度を整備・運用する。

(オ)当社は、独立性を確保した経営企画室の内部監査担当を設置し、すべての業務が法令・定款および社内諸規程等に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか、内部監査を通じて公正不偏に検証する。

(カ)当社は、社会的責任および企業防衛の観点から「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、取引を含め一切関係を持たず、同勢力からの不当な要求に断固として応じないこととする。反社会的勢力による不当な要求に備えて、外部専門機関との連携体制の強化を図り、指導および助言を受け、新規取引を開始する際には、事前に反社会的勢力に該当しないか調査を実施する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(ア)当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る議事録等の記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書管理規程」等に基づき定められた期間保存する。

(イ)当社は、「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。個人情報および特定個人情報については、法令及び「個人情報保護方針」に基づき厳重に管理する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア)当社は、損失の危険に対して、影響度の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。

(イ)当社は、損失の危険すなわちリスクの全般的なコントロールを行うため、「リスク管理規程」に基づきリスクごとに担当部署を定め、内部監査担当部門によるモニタリングの下で、定期的にリスク管理に関する体制・方針および施策等を総合的に検討する。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、機動的な意思決定を行う。

(イ)当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、「中期経営計画」を策定し、執行状況を監督する。

(ウ)中期経営計画を達成するため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。

e 財務報告の信頼性を確保するための体制

(ア)当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、体制の整備・運用を図り、有効性評価及び改善等を行う。

(イ)社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による相互牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性の確保に努める。

f 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(ア)監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が必要に応じて関係部門と協議のうえ指名する。

(イ)監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の異動、人事考課については、予め監査役会と事前協議をして同意を得るものとする。

(ウ)取締役は、監査役補助使用人がその監査業務を遂行する上で不当な制約を受けないように配慮しなければならず、当該使用人は監査業務遂行にあたり不当な制約を受けたときは、監査役に報告し、制約の排除を求めることができる。

g 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(ア)取締役および部門長は、以下の項目に該当する事項が発生した場合、発見次第速やかに監査役に報告するものとする。

i.当社の信用を著しく低下させたもの、またはその恐れのあるもの

ii.当社の業績に著しく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの

iii.企業倫理、コンプライアンス、定款に違反したもの、またその恐れのある重大なもの

iv. i～iiiに準ずるもの

(イ)取締役および従業員は、監査役の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査役の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行うものとする。

(ウ)監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社の取締役および従業員に対し不利な取り扱いを行わない。

(エ)重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとする。

h 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

(ア)当社は、監査役会がその職務の執行について、当社に対し会社法第 399 条の 2 第 4 項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(イ)当社は、監査役会が、独自に外部専門家を監査役の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。

i 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア)監査役が会計監査人および内部監査担当部門と緊密な連携を保ち、足らざる点を補完しつつ相互に牽制する関係を構築し、効率的かつ効果的な監査が実施できるよう「三様監査」体制の環境を整備するものとする。

(イ)監査役は、取締役から実効的かつ機動的な報告がなされるように、社内規程の整備その他内体制の整備を取締役会に求めることができる。

(ウ)監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

(エ)監査役は、隨時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

(オ)監査役は、監査役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて隨時開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力との関係は無いと認識しております。

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、当社における方針・基準を「反社会的勢力排除に関する基本方針」に定めております。

これを受け、当社の主要な会議（全体会議等）の機会を利用し社内で情報を共有しております。

また、愛知暴力追放運動推進都民センターに加盟し、管理部の担当者は不当要求防止責任者講習を受講し、従業員に対し平素の準備や心構え、有事の際の対応と役割について、指導及び教育を行っております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、上記の「反社会的勢力排除に関する基本方針」及び「反社会的勢力等の調査実施マニュアル」を制定し、所管部署は管理部として、運用を行っております。具体的な取り組み状況としては、新規取引先に対して、外部調査機関を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先に対しても調査を定期的に行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力等の排除条項を盛り込んでおります。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

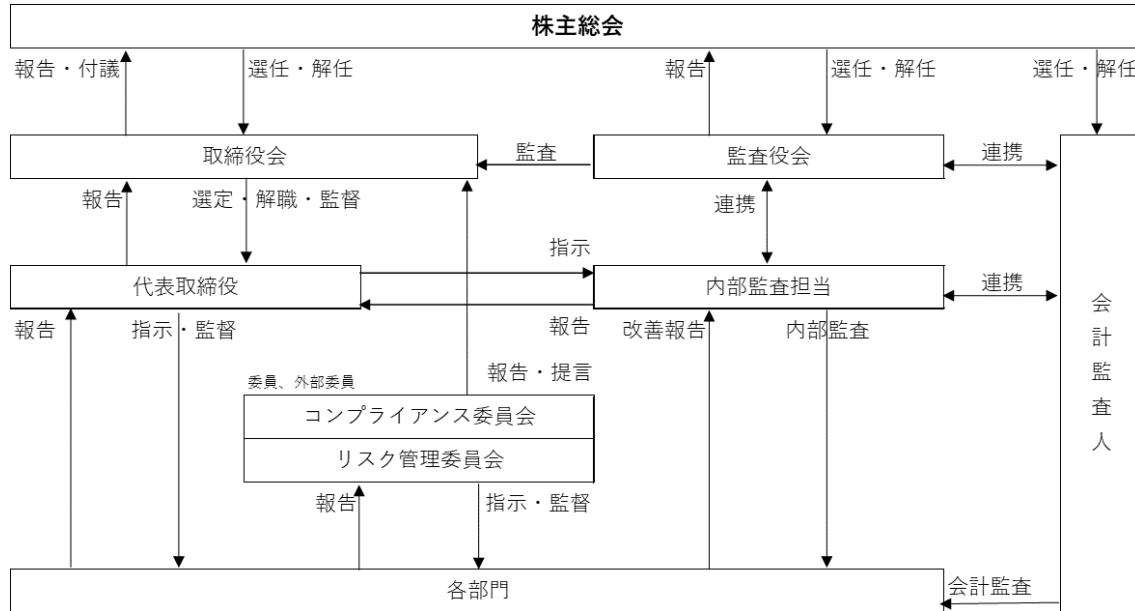
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制については、模式図をご参照ください。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



以上